

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名)	江東区教育委員会 教育長 岩佐 哲男				
事業者番号	A	1	0	2	7

2 報告する事業所等の全体の状況（平成24年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	75 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	4,993 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	0 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	0 kl

3 地球温暖化対策のレベル

重点対策のレベル	1
----------	---

4 事業者としての取組

取組方針	<p>◆環境マネジメントシステムの機能を有する「庁内環境配慮推進計画」を、平成22年度に「チーム江東・庁内環境配慮推進計画」に改定し、指定管理者を含めた新しい推進体制により、事業者全体として温室効果ガス削減に取り組めます。◆公共施設の改築等にあわせて計画的に再生可能エネルギー源の設備(太陽エネルギー利用機器、大気中の熱を活用する高効率ヒートポンプ機器等)を率先して導入します。◆公共施設の改築・整備にあわせて、トップランナーレベルの空調、給湯、照明設備等を率先して導入します。◆平成24年4月には、本区教育委員会の79施設(契約電力50kW以上)において、「江東区エネルギー管理規程」に基づく「管理標準」によるエネルギー管理運用を開始しました。内容としては、省エネ法が求める「判断基準」のうち、「空気調和設備」、「照明設備」、「事務用機器」の3項目を対象としました。</p>			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A105	取組内容や点検体制の定期的改善
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A106	本社等による支店の支援
	A111	全従業員に温暖化対策情報の提供	A108	組織横断的な推進体制の整備
		A113	推進担当者の知識向上・内部還元	

5 特記事項

<p>◆江東区では、これまでも庁内環境配慮推進計画を策定し、区役所で所管する施設の温室効果ガス削減に努めてきました。平成22年度には同計画を改定し、従来の直営分の施設のみ対象としていたものを、指定管理者まで対象範囲を拡大して対策を講じていくこととしました。</p>
--